令和7年4月分

令和7年5月30日発行

ハローワークちばみなみ



求人・求職のバランス、賃金情報

☆　職種別求人・求職・賃金バランスシート

４月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆　有効求人・有効求職のバランス

☆　産業別求人賃金一覧表

☆　中途採用時賃金月額

令和７年１月～令和７年３月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆　新規学校卒業者初任給情報

令和６年３月～令和６年５月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆　千葉県の最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

☆　地域別最低賃金一覧（47 都道府県）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉南公共職業安定所　〒２６０－０８４２　千葉市中央区南町２－１６－３
海気館蘇我駅前ビル３階・４階
TEL　０４３－３００－８６０９
FAX　０４３－３００－８６１９

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南

2025年04月

常用的フルタイム			常用的フルタイム（月額：円）			職　種	常用的パートタイム			常用的パートタイム（時間：円）		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金
4,458	**4,432**	**1.01**	**304,249**	**233,895**	**243,164**	**職　業　計**	**2,331**	**2,937**	**0.79**	**1,452**	**1,261**	**1,233**
11	**38**	**0.29**	**314,333**	**253,333**	**354,167**	**A管理的職業従事者**	**0**	**6**	**－**	**0**	**0**	**1,275**
0	1	－	0	0	0	01管理的公務員	0	1	－	0	0	1,500
0	5	－	0	0	150,000	02法人・団体役員	0	0	－	0	0	0
9	22	0.41	314,333	253,333	380,000	03法人・団体管理職員	0	2	－	0	0	1,076
2	10	0.20	0	0	300,000	04その他の管理的職業従事者	0	3	－	0	0	1,250
875	**624**	**1.40**	**337,748**	**256,723**	**256,815**	**B専門的・技術的職業従事者**	**327**	**279**	**1.17**	**1,763**	**1,535**	**1,555**
2	7	0.29	0	0	415,000	05研究者	0	3	－	0	0	1,200
0	0	－	0	0	0	06農林水産技術者	0	1	－	0	0	0
23	19	1.21	416,800	257,400	267,500	07製造技術者（開発）	0	8	－	0	0	1,475
8	62	0.13	334,150	244,000	213,846	08製造技術者（開発を除く）	0	12	－	0	0	1,367
187	42	4.45	464,850	279,184	291,538	09建築・土木・測量技術者	1	13	0.08	0	0	1,920
35	97	0.36	260,000	260,000	266,000	10情報処理・通信技術者	0	15	－	0	0	1,500
10	4	2.50	300,000	250,000	275,000	11その他の技術者	3	6	0.50	0	0	2,050
9	5	1.80	453,750	378,750	0	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	6	9	0.67	2,750	2,275	2,875
164	76	2.16	327,061	262,537	294,000	13保健師，助産師，看護師	115	61	1.89	1,865	1,707	1,596
67	33	2.03	313,019	262,833	291,667	14医療技術者	35	10	3.50	1,994	1,601	1,333
29	27	1.07	312,498	208,663	206,250	15その他の保健医療従事者	10	7	1.43	2,000	1,240	2,100
315	97	3.25	310,751	251,533	229,565	16社会福祉専門職業従事者	128	77	1.66	1,341	1,244	1,200
0	1	－	0	0	0	17法務従事者	1	0	－	0	0	0
0	7	－	0	0	350,000	18経営・金融・保険専門職業従事者	0	5	－	0	0	1,400
17	17	1.00	254,000	220,200	260,000	19教員	20	12	1.67	2,256	1,699	1,571
0	0	－	0	0	0	20宗教家	0	0	－	0	0	0
0	5	－	0	0	0	21著述家，記者，編集者	0	3	－	0	0	4,000
7	69	0.10	275,000	237,500	245,455	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	2	12	0.17	0	0	1,300
0	1	－	0	0	150,000	23音楽家，舞台芸術家	0	0	－	0	0	0
2	55	0.04	450,000	250,000	223,636	24その他の専門的職業従事者	6	25	0.24	1,080	1,080	1,475
316	**1,308**	**0.24**	**257,033**	**213,979**	**222,724**	**C事務従事者**	**179**	**772**	**0.23**	**1,287**	**1,167**	**1,194**
197	1,119	0.18	240,392	204,603	219,951	25一般事務従事者	118	666	0.18	1,283	1,167	1,184
31	82	0.38	323,974	261,355	245,625	26会計事務従事者	4	46	0.09	1,500	1,275	1,409
28	29	0.97	300,974	220,528	235,714	27生産関連事務従事者	6	16	0.38	1,090	1,090	1,044
20	52	0.38	271,000	234,125	224,615	28営業・販売事務従事者	8	9	0.89	1,080	1,080	1,150
0	0	－	0	0	0	29外勤事務従事者	0	0	－	0	0	0
39	8	4.88	263,706	213,706	250,000	30運輸・郵便事務従事者	2	5	0.40	1,800	1,400	1,100
1	18	0.06	0	0	230,000	31事務用機器操作の職業	41	30	1.37	1,176	1,076	1,150
219	**220**	**1.00**	**315,903**	**243,958**	**276,296**	**D販売従事者**	**64**	**116**	**0.55**	**1,158**	**1,073**	**1,184**
89	107	0.83	275,071	229,246	225,714	32商品販売従事者	59	106	0.56	1,158	1,073	1,187
3	3	1.00	0	0	300,000	33販売類似職業従事者	2	0	－	0	0	0
127	110	1.15	322,709	246,410	308,750	34営業職業従事者	3	10	0.30	0	0	1,100
565	**360**	**1.57**	**247,165**	**214,249**	**222,208**	**Eサービス職業従事者**	**882**	**328**	**2.69**	**1,534**	**1,242**	**1,149**
0	0	－	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	6	0	－	0	0	0
377	107	3.52	250,740	215,558	233,636	36介護サービス職業従事者	562	95	5.92	1,695	1,298	1,168
52	24	2.17	215,230	190,230	185,000	37保健医療サービス職業従事者	41	12	3.42	1,304	1,095	1,200
12	31	0.39	230,000	190,000	235,000	38生活衛生サービス職業従事者	23	10	2.30	1,192	1,092	1,200
25	77	0.32	200,347	190,180	229,500	39飲食物調理従事者	100	106	0.94	1,179	1,143	1,099
55	49	1.12	291,600	224,736	220,000	40接客・給仕職業従事者	109	42	2.60	1,240	1,142	1,111
3	19	0.16	186,000	186,000	210,000	41居住施設・ビル等管理人	0	20	－	0	0	1,173
41	53	0.77	245,246	225,538	210,909	42その他のサービス職業従事者	41	43	0.95	1,229	1,155	1,230
135	**44**	**3.07**	**275,636**	**234,507**	**191,667**	**F保安職業従事者**	**150**	**35**	**4.29**	**1,132**	**1,097**	**1,181**
0	0	－	0	0	0	43自衛官	0	0	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	44司法警察職員	0	0	－	0	0	0
135	44	3.07	275,636	234,507	191,667	45その他の保安職業従事者	150	35	4.29	1,132	1,097	1,181
12	**27**	**0.44**	**0**	**0**	**203,333**	**G農林漁業従事者**	**16**	**32**	**0.50**	**2,000**	**1,333**	**1,509**
12	26	0.46	0	0	203,333	46農業従事者	16	31	0.52	2,000	1,333	1,509
0	1	－	0	0	0	47林業従事者	0	1	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	48漁業従事者	0	0	－	0	0	0
667	**271**	**2.46**	**301,836**	**220,524**	**253,175**	**H生産工程従事者**	**83**	**66**	**1.26**	**1,435**	**1,241**	**1,274**
11	12	0.92	246,100	205,600	220,000	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	1	1	1.00	0	0	0
81	12	6.75	285,936	211,923	260,000	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	1	2	0.50	0	0	0
0	9	－	0	0	300,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	1	－	0	0	0
132	42	3.14	338,905	221,100	236,000	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	20	4	5.00	1,833	1,350	0
93	61	1.52	253,140	212,241	233,750	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	37	33	1.12	1,305	1,119	1,126
35	26	1.35	336,667	254,667	310,000	54機械組立従事者	2	6	0.33	0	0	1,088
222	42	5.29	309,632	220,633	248,750	55機械整備・修理従事者	18	7	2.57	1,409	1,334	1,833
25	7	3.57	265,000	218,667	275,000	56製品検査従事者（金属製品）	0	0	－	0	0	0
12	9	1.33	247,058	211,158	273,333	57製品検査従事者（金属製品を除く）	2	2	1.00	1,100	1,076	1,300
1	3	0.33	0	0	325,000	58機械検査従事者	0	1	－	0	0	0
55	48	1.15	363,420	244,800	238,000	59生産関連・生産類似作業従事者	2	9	0.22	1,200	1,200	0
481	**229**	**2.10**	**285,111**	**234,040**	**253,793**	**I輸送・機械運転従事者**	**228**	**81**	**2.81**	**1,292**	**1,213**	**1,213**
0	1	－	0	0	300,000	60鉄道運転従事者	0	0	－	0	0	0
380	120	3.17	283,521	235,207	255,000	61自動車運転従事者	223	54	4.13	1,289	1,210	1,239
0	0	－	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	－	0	0	0
61	49	1.24	269,839	229,585	239,167	63その他の輸送従事者	0	9	－	0	0	1,120
40	59	0.68	308,873	230,015	260,769	64定置・建設機械運転従事者	5	18	0.28	1,350	1,300	1,220
856	**95**	**9.01**	**381,982**	**245,081**	**278,148**	**J建設・採掘従事者**	**21**	**19**	**1.11**	**1,850**	**1,225**	**1,333**
182	14	13.00	419,627	248,087	294,000	65建設躯体工事従事者	0	0	－	0	0	0
265	35	7.57	386,873	249,670	276,000	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	16	9	1.78	2,500	1,250	900
175	15	11.67	374,874	243,686	262,000	67電気工事従事者	2	4	0.50	1,200	1,200	1,550
234	31	7.55	358,103	237,060	281,429	68土木作業従事者	3	6	0.50	0	0	0
0	0	－	0	0	0	69採掘従事者	0	0	－	0	0	0
321	**520**	**0.62**	**275,920**	**223,901**	**228,571**	**K運搬・清掃・包装等従事者**	**381**	**638**	**0.60**	**1,193**	**1,120**	**1,123**
163	196	0.83	285,340	231,085	255,294	70運搬従事者	39	60	0.65	1,198	1,137	1,275
41	65	0.63	283,575	224,711	208,000	71清掃従事者	103	181	0.57	1,174	1,111	1,080
15	7	2.14	176,000	176,000	0	72包装従事者	81	23	3.52	1,203	1,080	1,500
102	252	0.40	265,801	216,920	213,617	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	158	374	0.42	1,202	1,130	1,109

✤求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。 数値は常用（新規学卒、臨時・季節を除く）。

✤求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金（税込み）の平均値。

有効求人 ・ 有効求職のバランス （令和7年4月分）

ハローワーク千葉南

グラフ 1 常 用

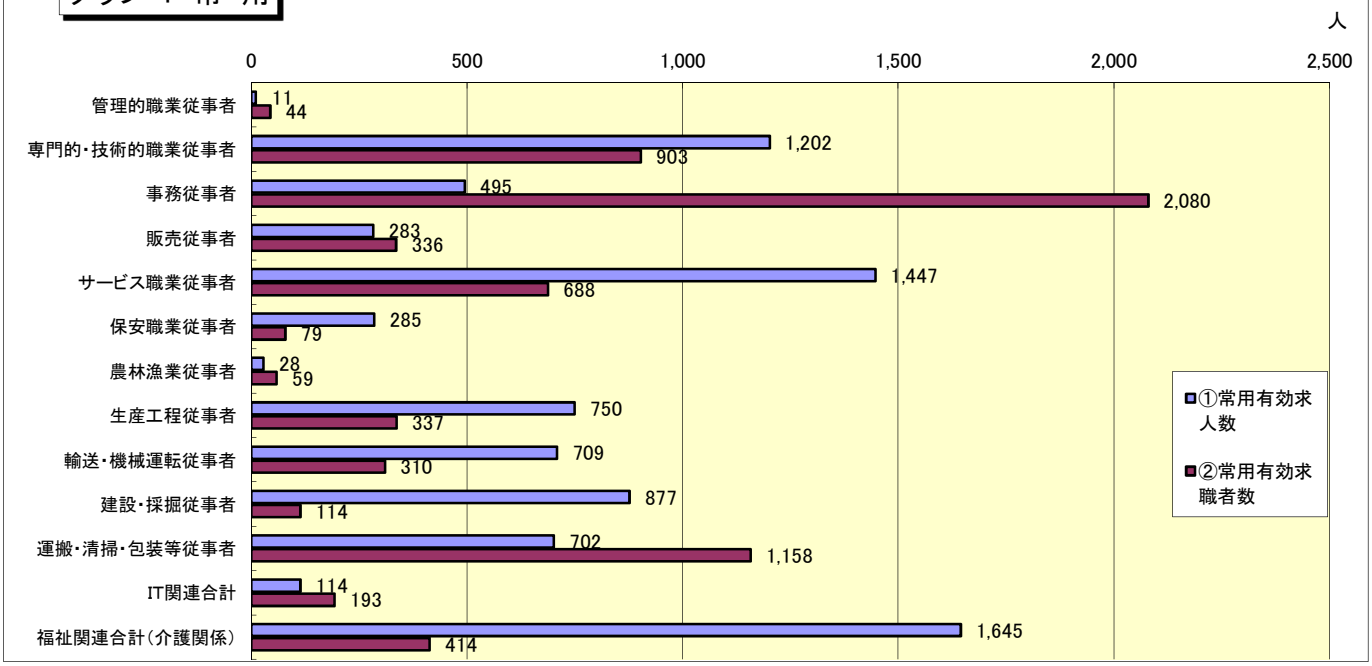
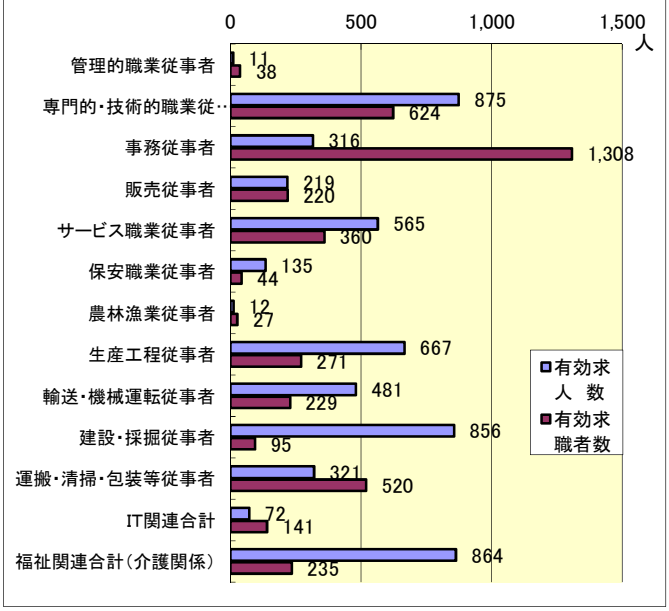


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率（常用）

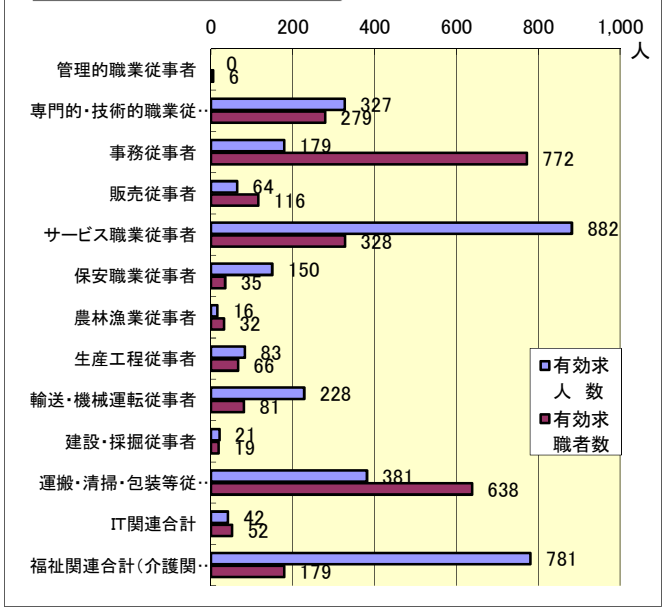
	①常用有効求人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
合　計	6,789	6,108	1.11	4,458	3,736	1.19	2,331	2,372	0.98
管理的職業従事者	11	44	0.25	11	38	0.29	0	6	0.00
専門的・技術的職業従事者	1,202	903	1.33	875	624	1.40	327	279	1.17
事務従事者	495	2,080	0.24	316	1,308	0.24	179	772	0.23
販売従事者	283	336	0.84	219	220	1.00	64	116	0.55
サービス職業従事者	1,447	688	2.10	565	360	1.57	882	328	2.69
保安職業従事者	285	79	3.61	135	44	3.07	150	35	4.29
農林漁業従事者	28	59	0.47	12	27	0.44	16	32	0.50
生産工程従事者	750	337	2.23	667	271	2.46	83	66	1.26
輸送・機械運転従事者	709	310	2.29	481	229	2.10	228	81	2.81
建設・採掘従事者	877	114	7.69	856	95	9.01	21	19	1.11
運搬・清掃・包装等従事者	702	1,158	0.61	321	520	0.62	381	638	0.60
IT関連合計	114	193	0.59	72	141	0.51	42	52	0.81
福祉関連合計（介護関係）	1,645	414	3.97	864	235	3.68	781	179	4.36

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産 業 別 求 人 賃 金 一 覧 表

令和7年4月分

ハローワーク千葉南

産業別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	320,000	1,400
総合工事業	323,000	1,290
E 製造業	267,000	1,200
食料品製造業	－	1,180
繊維工業	－	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	241,000	－
印刷・同関連業	289,000	1,240
化学工業	252,000	－
プラスチック製品製造業	264,000	1,230
金属製品製造業	277,000	1,090
生産用機械器具製造業	313,000	1,380
電気機械器具製造業	－	－
（民生用電気機器等）	237,000	－
（電子機器等）	488,000	－
輸送用機械器具製造業	238,000	－
（自動車・同附属品製造業）	238,000	－
（精密機械器具等）	－	－
その他の製造業	281,000	－
G 情報通信業	250,000	－
H 運輸業，郵便業	257,000	1,290
I 卸売業，小売業	269,000	1,300
卸売業	265,000	1,250
小売業	271,000	1,310
J 金融業，保険業	－	－
K 不動産業，物品賃貸業	249,000	1,340
M 宿泊業，飲食サービス業	245,000	1,090
宿泊業	245,000	1,090
飲食店	－	1,080
O 教育，学習支援業	246,000	1,550
P 医療，福祉	255,000	1,430
医療業	251,000	1,470
社会保険・社会福祉・介護事業	257,000	1,410
Q 複合サービス事業	226,000	－
R サービス業（他に分類されないもの）	253,000	1,140

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中 途 採 用 時 賃 金 月 額

【 令和7年1月～令和7年3月 】

千葉労働局

（単位：千円）

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数（単位：人）
産業別	農業、林業、漁業	223	181	208	214	213	237	247	238	213	255	330	175	249
	鉱業、採石業、砂利採取業	260	0	0	0	300	0	0	0	0	0	0	250	5
	建設業	273	219	236	259	282	291	303	300	296	300	287	253	3,610
	製造業	264	206	218	243	269	265	280	285	296	302	301	230	2,229
	電気・ガス・熱供給・水道業	323	257	242	272	253	258	220	444	635	449	216	0	44
	情報通信業	299	170	222	261	283	349	362	422	445	346	262	224	235
	運輸業、郵便業	272	235	244	261	267	284	281	286	278	276	273	240	2,513
	卸売業、小売業	254	200	218	241	261	270	270	265	275	261	263	214	3,054
	金融業、保険業	233	222	200	220	250	218	270	221	216	270	218	199	274
	不動産業、物品賃貸業	274	205	223	261	265	284	296	302	315	277	295	269	547
	学術研究、専門・技術サービス業	283	220	231	253	264	291	295	336	310	346	271	252	733
	宿泊業、飲食サービス業	253	205	233	242	263	263	275	272	248	272	255	227	867
	生活関連サービス業、娯楽業	257	235	233	246	259	269	287	283	261	282	260	182	761
	教育、学習支援業	258	205	218	240	270	254	297	269	258	246	258	350	268
	医療、福祉	256	203	225	265	273	267	260	259	254	253	250	213	5,669
	複合サービス事業	223	189	211	223	231	235	264	231	223	126	226	123	61
	サービス業（他に分類されないもの）	235	197	217	234	242	252	243	256	247	249	234	188	2,313
	公務（他に分類されるものを除く）・その他	224	0	192	247	300	261	256	249	225	190	208	158	58
職業別	専門的・技術的職業	283	203	234	276	296	292	297	292	292	297	306	252	4,688
	管理的職業	353	262	252	269	348	322	392	374	439	426	351	271	433
	事務的職業	260	203	224	251	263	261	265	273	269	274	278	242	3,078
	販売の職業	253	203	221	243	258	261	269	265	269	270	269	230	1,613
	サービスの職業	241	207	217	235	246	259	256	259	245	243	237	197	6,146
	保安の職業	209	235	217	223	232	230	215	219	217	223	193	175	280
	農林漁業の職業	220	189	205	214	221	238	253	229	231	262	238	134	277
	運輸・通信の職業	263	216	250	259	265	278	271	278	271	263	248	215	2,469
	生産工程・労務の職業	258	217	229	248	263	272	276	281	271	282	263	250	4,506
規模別	4人以下	268	231	241	260	278	287	283	284	274	280	262	228	2,769
	5～ 29人	258	207	227	251	267	263	269	278	275	276	264	212	7,949
	30～ 99人	260	213	225	245	258	268	275	273	275	273	270	241	5,310
	100～299人	258	212	225	246	258	262	274	276	275	271	266	230	3,429
	300～499人	260	230	238	259	267	288	273	276	259	254	240	194	1,260
	500～999人	266	179	224	270	280	290	284	269	261	253	264	207	1,384
	1,000人以上	252	174	204	249	286	298	279	272	225	246	238	199	1,389

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 【令和6年3月卒業者】

ハローワーク千葉南・千葉労働局

月額（単位：千円）

産業・職業・規模別 ＼ 地域別・学歴別		ハローワーク千葉南				千葉労働局			
		中　学	高　校	短　大	大　学	中　学	高　校	短　大	大　学
合　　計		－	194	215	247	190	200	219	237
産業別	農業、林業、漁業	－	－	190	＊　215	－	198	211	222
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	190	－	＊　235
	建設業	－	222	222	238	－	214	215	239
	製造業	－	192	207	232	－	196	213	236
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	199	＊　217	233
	情報通信業	－	－	＊　179	＊　200	－	197	212	235
	運輸業、郵便業	－	199	＊　193	223	－	205	209	238
	卸売業、小売業	－	199	203	215	－	202	215	231
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	183	＊　204	217
	不動産業、物品賃貸業	－	－	＊　234	232	－	185	206	232
	学術研究、専門・技術サービス業	－	157	203	229	－	202	218	231
	宿泊業、飲食サービス業	－	179	＊　215	＊　227	＊　190	201	219	236
	生活関連サービス業、娯楽業	－	192	199	236	－	199	214	225
	教育、学習支援業	－	－	240	217	－	184	226	247
	医療、福祉	－	202	222	261	－	195	225	245
	複合サービス事業	－	＊　155	－	189	－	180	＊　185	216
	サービス業（他に分類されないもの）	－	190	213	231	－	208	217	233
	公務（他に分類されるものを除く）、その他	－	＊　174	－	－	－	＊　196	－	＊　226
職業別	専門的・技術的職業	－	196	226	260	－	199	225	246
	管理的職業	－	＊　180	＊　257	＊　225	－	202	221	249
	事務的職業	－	194	200	219	－	193	202	225
	販売の職業	－	196	198	218	－	198	223	234
	サービスの職業	－	187	215	229	＊　190	200	220	230
	保安の職業	－	－	－	－	－	216	＊　215	220
	農林漁業の職業	－	－	210	＊　240	－	194	213	224
	運輸・通信の職業	－	200	205	－	－	206	212	239
	生産工程・労務の職業	－	196	213	222	－	201	211	235
規模別	29人以下	－	207	211	225	－	207	217	237
	30人～99人	－	193	223	226	＊　190	200	225	236
	100人～299人	－	195	208	242	－	199	217	236
	300人以上	－	192	214	254	－	198	219	238
対　象　人　員　（人）		0	363	179	390	1	2,223	1,713	4,834

（注1）　賃金欄の「＊」は対象人員が5人未満（千葉労働局は10人未満）であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

（注2）　毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

（注3）　令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分で算出しています。

千葉県の最低賃金一覧表 みんなチェック！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,076	令和 6.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金	調味料製造業 （味そ製造業を除く。）	1,076	令和 6.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889 円)は、令和６年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076 円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,147	令和 6.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者 （２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,076	令和 6.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922 円)は、令和６年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076 円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	1,105	令和 6.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は鉄鋼業に同じ （４）次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,076	令和 6.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887 円)は、令和６年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076 円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,076	令和 6.10.1	*各種商品小売業(848 円)は、令和６年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076 円)」が適用されます。
	自動車（新車）小売業	1,076	令和 6.10.1	*自動車(新車)小売業(922 円)は、令和６年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,076 円)」が適用されます。

※注①　はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注②　各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎　賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室　TEL043－221－2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください

厚生労働省
最低賃金特設サイト

千葉労働局

労働基準監督署

地域別最低賃金一覧（47都道府県）

（　）内は、令和5年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額（円）	引上げ額（円）	発効年月日
北海道	1,010（960）	50	令和6年 10月1日
青　森	953（898）	55	令和6年 10月5日
岩　手	952（893）	59	令和6年 10月27日
宮　城	973（923）	50	令和6年 10月1日
秋　田	951（897）	54	令和6年 10月1日
山　形	955（900）	55	令和6年 10月19日
福　島	955（900）	55	令和6年 10月5日
茨　城	1,005（953）	52	令和6年 10月1日
栃　木	1,004（954）	50	令和6年 10月1日
群　馬	985（935）	50	令和6年 10月4日
埼　玉	1,078（1,028）	50	令和6年 10月1日
千　葉	1,076（1,026）	50	令和6年 10月1日
東　京	1,163（1,113）	50	令和6年 10月1日
神奈川	1,162（1,112）	50	令和6年 10月1日
新　潟	985（931）	54	令和6年 10月1日
富　山	998（948）	50	令和6年 10月1日
石　川	984（933）	51	令和6年 10月5日
福　井	984（931）	53	令和6年 10月5日
山　梨	988（938）	50	令和6年 10月1日
長　野	998（948）	50	令和6年 10月1日
岐　阜	1,001（950）	51	令和6年 10月1日
静　岡	1,034（984）	50	令和6年 10月1日
愛　知	1,077（1,027）	50	令和6年 10月1日
三　重	1,023（973）	50	令和6年 10月1日

都道府県名	最低賃金額（円）	引上げ額（円）	発効年月日
滋　賀	1,017（967）	50	令和6年 10月1日
京　都	1,058（1,008）	50	令和6年 10月1日
大　阪	1,114（1,064）	50	令和6年 10月1日
兵　庫	1,052（1,001）	51	令和6年 10月1日
奈　良	986（936）	50	令和6年 10月1日
和歌山	980（929）	51	令和6年 10月1日
鳥　取	957（900）	57	令和6年 10月5日
島　根	962（904）	58	令和6年 10月12日
岡　山	982（932）	50	令和6年 10月2日
広　島	1,020（970）	50	令和6年 10月1日
山　口	979（928）	51	令和6年 10月1日
徳　島	980（896）	84	令和6年 11月1日
香　川	970（918）	52	令和6年 10月2日
愛　媛	956（897）	59	令和6年 10月13日
高　知	952（897）	55	令和6年 10月9日
福　岡	992（941）	51	令和6年 10月5日
佐　賀	956（900）	56	令和6年 10月17日
長　崎	953（898）	55	令和6年 10月12日
熊　本	952（898）	54	令和6年 10月5日
大　分	954（899）	55	令和6年 10月5日
宮　崎	952（897）	55	令和6年 10月5日
鹿児島	953（897）	56	令和6年 10月5日
沖　縄	952（896）	56	令和6年 10月9日
全国加重平均額	1,055（1,004）	51	

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト　検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げ特設ページ　検索

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R6.9）